

令和3年（2021年）1月22日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市環境審議会

会長 荒井 修亮



下関北九州道路に係る計画段階環境配慮書について（答申）

令和2年（2020年）12月18日付下環政第2243号で諮問のありました、「下関北九州道路に係る計画段階環境配慮書について」につきまして、環境に及ぼす影響に配慮された事業となるよう、委員それぞれの経験や考えに基づき審議いたしました。

市長におかれましては、別紙事項を参考に事業者及び山口県知事に意見書を提出されるよう答申いたします。

別紙

1 全般について

- (1) 本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）においては、3つのルート案が示されているが、詳細な事業計画については記載されていないため、最も環境負荷が小さいルートを選定するよう配慮し、また、供用後の取付道路及び周辺道路の渋滞等への影響並びに工事による海洋への影響を考慮の上、環境への影響を回避又は十分に低減するよう、工事計画等を検討すること。
- また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の手続きにおいては、供用後に事業実施想定区域及びその周囲を走行する自動車からの温室効果ガス排出による環境への影響の評価の要否についても検討すること。
- (2) 方法書以降の手続きでは、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすく説明を行うとともに、説明に使用する資料の充実を図ること。

2 動物・植物・生態系について

- (1) 配慮書においては、海域に生息する動物についての影響を評価対象としているため、方法書以降の手続きにおいては、漁業等への影響も考慮の上、海域に生息する動物及び生育する植物についての影響を調査、予測及び評価すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周囲の動物の生息地の保全について、動物の生態を考慮の上、措置を検討すること。
- (3) 動物及び植物の生息地等が消失することへの影響については、生態系のつながりの観点から、その生息地等が消失することで他の生態系にどのような影響が及ぶのかについても考慮の上、調査、予測及び評価すること。

3 景観について

- (1) 配慮書においては、主要な景観資源及び眺望点が記載されているが、下関側からの関門海峡・響灘への眺めが、日常的な風景の構成要素の一部となっている場所があり、本事業はこのような生活景に大きな影響を与える可能性があるため、可能な限り生活景への影響を回避及び低減すること。